衆議院法制局

総合職採用案内

2026

政策（おもい）を法律（かたち）に。

衆議院法制局

for more information

衆議院法制局ウェブサイト

採用情報・説明会の開催状況や
議員立法に関する情報などを
随時ウェブサイトにて公開しています。

SNS

YouTubeチャンネル

X（旧Twitter）

ＡＲ対応パンフレット

このパンフレットは、ＡＲ（拡張現実）に対応しています。
ＡＲの利用により、衆議院法制局に関する知りたい情報
にアクセスしやすくなっています。

※紙のパンフレットのみ対応

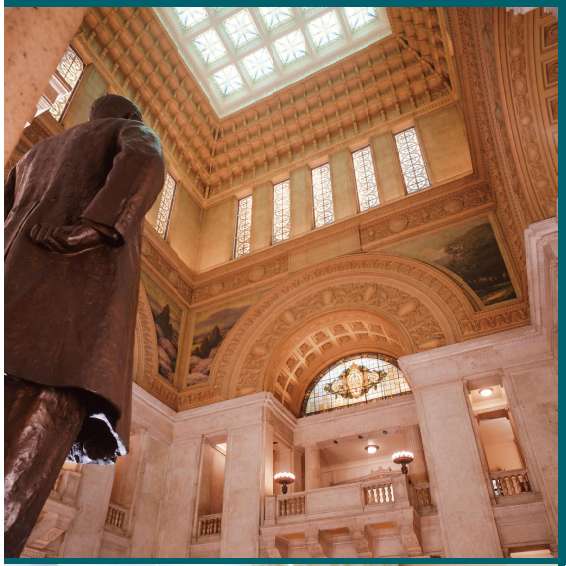

衆議院法制局の使命は、「政策（おもい）」を「法律（かたち）」にすること。

国会議員の問題意識・政策構想を
法律案・修正案という形で表現し、
最終的に法律として世に送り出す
サポートをするのが仕事です。

1 法律づくりをトータルサポート

議員立法の制度設計から成立まで、
全てのプロセスを支えます。

2 全ての議員のパートナー

全ての議員・政党に寄り添い、
あらゆる立案に全力で向き合います。

3 あらゆる法分野をカバー

特定分野に限定されることなく、
国政のあらゆる法分野に対応します。

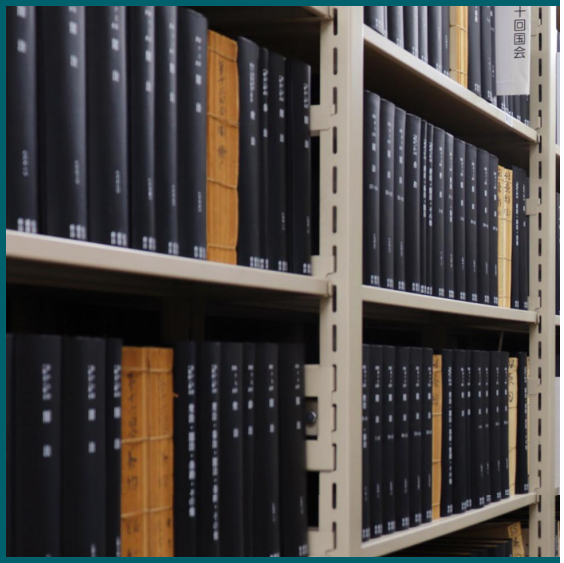

Message 人間に対する温かい「まなざし」

今、世の中が、もの凄い勢いで変わりつつあります。私たちを取り巻く日常の世界、社会や経済も、絶えず変化しています。政治の世界、法律の世界も、決して例外ではありません。そうした時代の変化に取り残されることなく、生成ＡＩなどを用いて臨機応変に対応していくことは、とても大事なことです。

その一方で、変わらないもの、決して忘れてはならないこともあります。それは、人間に対する「まなざし」です。私たちは、血のかよった生身の人間の営みと向き合って仕事をしているということです。

皆さん、「人間臭い」という言葉を聞いたことがあるでしょう。人間は、機械でもコンピュータでもありません。明らかに損な行為、明らかに不合理な行為と分かっていても、そういう選択をしてしまう。でも、それが人間なのであり、それに対しては、生身の人間が対応するしかないのです。

変化への冷静な対応と、「人間臭い」ものに対する温かい「まなざし」――そんな両面を持ち合わせた若い人たちと一緒に仕事ができるのを楽しみにしています。

Work 衆議院法制局で働く、ということ

衆議院法制局は、❶国会議員が提出する法律案である**「議員立法」の立案**を中心に、❷法律案に対する修正案の立案、❸憲法改正原案の立案、❹憲法・法律問題に関する法制調査などを行っています。

議員立法の立案といっても、これは単なる法律案の作成にとどまるものではありません。
政策構想の段階から法案の成立に至るまで、トータルでサポートするという**非常にクリエイティブな仕事**です。

衆議院法制局の業務の範囲は、国政のあらゆる分野に及びます。定員88名の少数精鋭で、あらゆる政党の立案依頼に対して**公平・中立**に（＝**全方位に全力**で、の意です）サポートしています。

国政の最前線である衆議院において、**あらゆる政策分野**の幅広い知識と経験を得ながら、キャリアを通じて法律づくりに携わり続けることで「**法律の専門家**」として成長することができる――そんな仕事、世界広しといえども、ここにしかないはずです。

衆議院議長
監督
法制局長
法制次長

法制企画調整部	企画調整課	議院運営／懲罰／決算行政監視／拉致問題／情報監視審査会／法制に関する予備的調査の事務　等	
	基本法制課	憲法審査会／政治改革／国家基本政策	
	総務課	局内の庶務に関する事項	調査課　法制に関する資料の収集・整理等
第一部	第一課	内閣／安全保障／沖縄北方／消費者問題／地域・こども・デジタル（こども・デジタル）	
	第二課	総務／地域・こども・デジタル（地域）	
第二部	第一課	法務	
	第二課	財務金融／予算	
第三部	第一課	外務／文部科学	
	第二課	経済産業／環境／原子力	
第四部	第一課	農林水産	
	第二課	国土交通／震災復興・災害対策	
第五部	第一課	厚生労働（労働）	
	第二課	厚生労働（厚生）	
法案審査部	審査第一課	法案の審査／法制例規の調査・研究等	
	審査第二課	法案の審査	
法制主幹	重要な法律問題に関する事務		

※各課の所管分野は第218回国会現在のもの

Acts 近年成立した主な衆法

- 公職選挙法改正〔ポスター品位保持等〕（令和７年）
- ギャンブル等依存症対策基本法改正（令和７年）
- スポーツ基本法改正（令和７年）
- 政治資金規正法改正（令和６年、７年）
- 旧優生保護法補償金支給法（令和６年）
- 献金被害者救済特例法（令和５年）
- ＬＧＢＴ理解増進法（令和５年）
- ゲノム医療推進法（令和５年）
- 認知症基本法（令和５年）
- こども基本法（令和４年）
- ＡＶ出演被害防止・救済法（令和４年）
- わいせつ教員対策法（令和３年）

Q&A 気になるあれこれ、答えます

Q 国家総合職と待遇は違うの？

身分は特別職の国家公務員である国会職員ですが、待遇は一般職の国家公務員（各府省庁で働く行政官等）の総合職採用者と**同等**です。ただし、衆議院の施設で勤務し、留学・出向を除き**引越しを要する転勤はない**というのが１つの特徴です。

Q 採用されるには？法学部やロースクール出身じゃないと難しい？

毎年度、**衆議院法制局が独自に実施する採用試験**により、採用者を決定しています。

出身大学（院）や学部は関係ありません。
業務に必要な知識は、入局後、ＯＪＴや各種研修で身に付けることができます。

第１次試験（多肢選択式）	基礎能力試験：一般知能（文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈）、一般知識（社会・人文・自然） 専門試験：憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学・財政学
第２次試験	論文試験：憲法、行政法、民法 面接試験
第３次試験	口述試験：憲法を中心とする法律問題 面接試験

最終合格者数

令和７年度	令和６年度	令和５年度
3人	2人	2人

Q スキルアップできる？

春・秋に衆議院法制局独自の**研修**が行われるほか、衆議院事務局や人事院主催の研修に参加する機会もあります。

また、若手職員に対し、**海外・国内の大学院等への留学**を通じ、高度で専門的な知識を身に付ける場も提供しています。

Q ワークライフバランスはどう？

国会の**開会中と閉会中でメリハリの利いた働き方**ができます。様々な両立支援制度も利用でき、**ワークライフバランス**を確保できる職場です。

平均年次休暇取得日数（令和６年）	15.5 日

両立支援制度利用率（令和４年度～令和６年度）

育児休業	配偶者出産休暇	育児参加休暇
100 %	100 %	80 %

Discover 衆議院法制局に興味を持ってくれたあなたへ

衆議院法制局のウェブサイトでは、法案の立案におけるエピソードや先輩職員からのメッセージ、過去の試験問題などの様々な情報を提供しています。

説明会も随時開催していますので、「職員の生の声や本音を聞いてみたい」という方は、気軽に参加してみてください。また、**インターンシップ**の実施も予定しています。
これらに関する詳細については、衆議院法制局ウェブサイトを御確認ください。

衆議院法制局
ウェブサイト
採用情報はこちら！

Operations

「法律づくりをトータルサポート」とは？

PICK UP 法制度設計

石黒 未有
法制企画調整部 企画調整課
平成２８年入局

議員からの立案依頼は、時に、私たちの想像を軽々と飛び越えるもの。宇宙資源探査開発促進法も、そんな依頼の１つでした。

オーダーはいたってシンプルで、「宇宙資源について所有権を認める法律を作りたい」というものです。しかし、疑問は尽きません。

例えば、そのような法律を作っても国内法は宇宙で適用されるのか、あるいは反対に、国内法の適用があるのなら、民法の無主物先占で十分ではないか。条約との関係は？　既存の国内法による規制との関係は？

オーダーどおりの「文字」を書くことができたとしても（それでも、細かな論点はたくさんありますが）、それが実社会で持つ法的意味を十分に説明できなければ、法制度とは言えません。そのための検討は、困難で長い旅路でした。

宇宙と同様にどの国の主権も及ばない空間での実例――例えば「南極の氷」や「はやぶさが採取した小惑星イトカワの石」の取扱い――を関係各所に問い合わせる。国際公法・私法に関する文献を漁り、丹念にページを繰る。ときには訴訟上の立証責任について考え、またときには、海外の数少ない類例を探る。

６人チームで各自が得意を持ち寄りながら手がかりを集めると、それに基づいて、Ａ説、Ｂ説、Ｃ説……が並ぶ大論争に。そうして、ようやく一定の説明がつきそうだと思った矢先、チームの１人がつぶやくのです。

「所有権と言うなら、国として権利を保障する仕組みが必要なはず。では、宇宙での権利侵害にどう対応するか」

宇宙空間における民事執行の方法を考える旅が始まった瞬間でした。私には浮かんでこなかった問いですが、チームで仕事をする意味は、きっとこういうところにあるのでしょう。

一見突飛なオーダーに理屈をつけ、既存の法体系になじむ仕組みを考える。法制度設計のゴールはそこにあり、ゴールまでは、地道に「調査」と「議論」を積み上げる作業が続きます。それは気が遠くなるほど長い旅ですが、その果てにできた新しい仕組みは、誰かを宇宙にだって連れて行ってくれるのです。

PICK UP 国会審議

仁田山 義明
第五部副部長
平成９年入局

二十数年の経験の中で、臓器移植法改正案の国会審議はシビれた瞬間の一つでした。死生観に関わるということで党議拘束※がないばかりか、４本もの議員立法が同時審議されたからです。

※政党がその所属議員に対して党の決定に従った投票行動を強制すること。

私は質疑者に対する質問内容の確認、答弁書きの課員への割振り、進行管理等を担当しましたが、質疑通告も「これはＡ、Ｂ、Ｄ案に」「あれはＡ、Ｃ案に」と複雑で、延べ質問数が１５０問近くのときも。答弁案作成の全作業を終え、疲労を感じながら向かった委員室でも、鋭い質問が飛び交う中、４案の答弁者を補佐すべく、その後ろを分厚いファイルを両脇にあっち行ったりこっち行ったり。

あのときほど栄養ドリンクを消費したことはありませんし、答弁案作成をサポートするＡＩがあったなら……と久々に想いを馳せてみたところです。

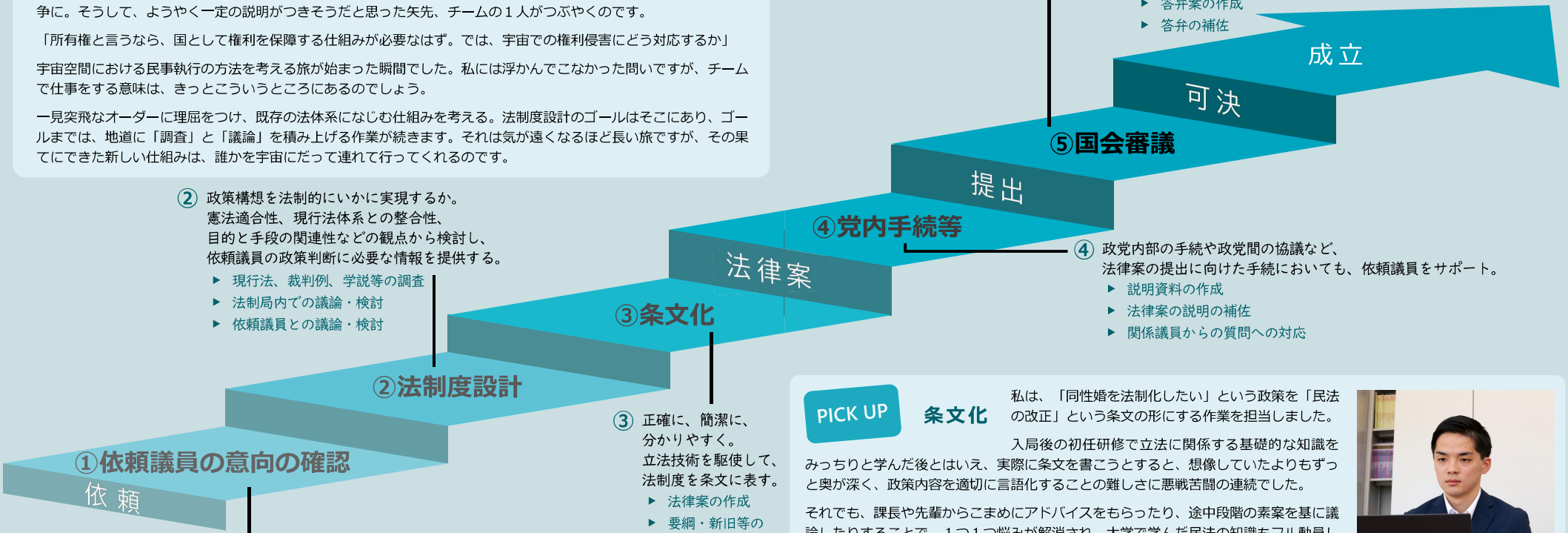

① 依頼時点の政策は常に明確とは限らない。
必要に応じて代替案を提示しつつ、依頼議員の「真意」を探求する。
- 依頼内容の確認
- 構想への助言・提案
- 政策構想の具体化

② 政策構想を法制的にいかに実現するか。
憲法適合性、現行法体系との整合性、
目的と手段の関連性などの観点から検討し、
依頼議員の政策判断に必要な情報を提供する。
- 現行法、裁判例、学説等の調査
- 法制局内での議論・検討
- 依頼議員との議論・検討

③ 正確に、簡潔に、
分かりやすく。
立法技術を駆使して、
法制度を条文に表す。
- 法律案の作成
- 要綱・新旧等の
関係資料の作成
- 法律案の局内審査

④ 政党内部の手続や政党間の協議など、
法律案の提出に向けた手続においても、依頼議員をサポート。
- 説明資料の作成
- 法律案の説明の補佐
- 関係議員からの質問への対応

⑤ 国会での審議に備え、法律案の考え方を想定問答として再整理。
質疑前に質疑者の問題意識を聴き取り、答弁案を作成。
当日も依頼議員のそばに控え、その答弁を補佐する。
- 想定問答の作成
- 答弁案の作成
- 答弁の補佐

PICK UP 条文化

私は、「同性婚を法制化したい」という政策を「民法の改正」という条文の形にする作業を担当しました。

入局後の初任研修で立法に関係する基礎的な知識をみっちりと学んだ後とはいえ、実際に条文を書こうとすると、想像していたよりもずっと奥が深く、政策内容を適切に言語化することの難しさに悪戦苦闘の連続でした。

それでも、課長や先輩からこまめにアドバイスをもらったり、途中段階の素案を基に議論したりすることで、１つ１つ悩みが解消され、大学で学んだ民法の知識もフル動員しながら、何とか条文を書き上げることができました。最終的には、課の全員で一言一句を丁寧に確認して、ついに国会に提出される「法律案」が完成しました。

法律案が無事に提出されたとの連絡を受けた際には、達成感・充実感とともに、改めて自分が国政に深く携わっていることを実感し、身の引き締まる思いがしました。

上沼 拓生
第二部 第一課
令和７年入局